

平成27年度 社会福祉法人 賀光会 ポプラ事業計画

障害者総合支援法による指定生活介護事業所「ポプラ」は、開設後、6年目になります。

「ポプラ」は、「楽しい時間が過ごせるプログラムの設定」や「個別支援計画に基づくサービスの提供」を基本姿勢としてきました。そしてサービスの質の向上及び職員の資質向上を図ってきました。

平成27年度は、法人の理念、基本方針に基づき、利用者の個性を尊重し、利用者と職員それぞれが自分自身を磨き、一人ひとりが輝き潤いのある生活を実現できるよう、日中活動の充実と安定した経営を第一の課題として、質の高いサービス提供と事業運営に努めてまいります。

また、賀光寮と協働して、中間的就労等の生活困窮者自立支援法に関する事業について実施を検討してまいります。

また、大阪府社会福祉協議会の生計困難者支援にオール大阪の社会福祉法人の一員として参画し地域福祉に貢献してまいります。

平成27年度「ポプラ」運営方針

法人の理念、基本方針に基づき、安心・安全・安定した質の高いサービス提供を行うため、次のことをポプラの運営方針とします。

I 総合的な福祉サービスの提供

利用者の個性と意向を尊重し、専門機能を連携させ、創意工夫し総合的な福祉サービスを提供します。

サービス提供にあたっては人権を尊重し、プライバシーを守り、また、個人情報の確な取扱いなど法令を遵守した支援をします。

II 喜びを実感できる生活の実現

趣味や楽しみを感じられるプログラムを利用者と共につくり、日常生活に生きがいを持てるよう支援します。また、働く喜びを実感できるように生産活動の機会を提供します。

III 安心、安全な支援と管理

一人ひとりの安全が守られ、心身ともに健やかに生活が送れるように、職員間の連携を密にして健康の維持・管理、疾病の予防に関する支援をします。

IV 専門性の向上

質の高いサービス提供と信頼される事業所を目指し、改革の精神と意欲に満ちた人材の育成に努め、また、専門知識と技術の向上に励み、職員の資質向上を図ります。

V 経営の安定

事業所のPR活動を定期的に行い、定員を確保し、より安定した経営をめざします。

VI 地域との共生

利用者に潤いのある活動を提供するとともに、地域での啓発を行い、また、社会の一員として地域と協働し、地域福祉の向上に貢献します。

平成27年度「ポプラ」運営方針に基づく事業計画

1 総合的な福祉サービスの提供

今年度ポプラは、運営方針に基づき質の高い利用者本位の総合的なサービス提供をめざします。

(1) 生活支援

利用者同意により作成した個別支援計画を基に①生産活動、②創作活動、③社会体験、④生活相談、⑤作業療法などのプログラムの提供と支援を行います。

介助が必要な利用者には、排泄や更衣などの支援を行います。

また、長期に利用のない利用者には、事前に許可を得た上で、自宅への訪問により利用の動機付けと支援の見直しを行います。

(2) 給食

個別支援計画を基に、障害の状況や病状に配慮した食事提供をします。

- 給食委員会、嗜好アンケートの結果をメニューに活かします。
- 季節に応じて、創意工夫した特別食や選択メニューを実施します。

(3) 連絡

広報誌「きずな」や利用者の同意の基に活動写真「ポプラギャラリー」の保護者への配布を行います。また、保護者会、連絡ノートにより利用者の家族と連絡調整します。

(4) 送迎

サービス実施地域において、希望に応じて送迎を行います。

(5) 個人情報保護

関係機関への情報提供は、本人（緊急時に本人の意思が確認できない場合は、個人情報保護の同意書にて同意を頂いた保護者など）の同意を確認のうえ実施します。また、ケース記録、個別支援計画等の個人情報を適切に保護します。

(6) 虐待の防止

障害者虐待防止法を遵守し、利用者の人権を尊重し、「威力・不適切行為（虐待）防止マニュアル」に基づき、利用者の人権擁護・虐待防止に努めます。

ア 虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて人権意識、知識、技術の向上に努めます。

イ 虐待防止マニュアルの点検と整備を行います。

ウ 苦情解決体制の点検と整備を行います。

(7) コンプライアンス（法令遵守）

コンプライアンス、行動規範、虐待防止等の自己のチェックを全職員が毎年行い、コンプライアンス、人権尊重、虐待防止への職員の意識向上を図ります。

(8) 災害対策

災害（火災・地震など）を想定し、利用者の安全確保を第一とした避難訓練を年2回以上実施します。（年1回は、消防署の立会いのもとに実施します。）

2 喜びを実感できる生活の実現

(1) 生産活動

生産活動は、利用者の働く喜びを実感できるように、社会との接点となり、自己実現の機会となるよう創意工夫します。

ア 受託による内職作業などを実施します。

- ① ヘアピンのはめ込み作業
- ② のし袋、ボンドなどの袋詰め作業
- ③ 収納容器の袋詰め作業
- ④ その他

イ 作業工賃は、工賃規程により参加回数を基礎として必要経費を差し引いた額を支給します。

(2) 創作活動

利用者の希望や季節感を取り入れた創作的な活動を毎月実施し、支援します。

(七夕、ハロウィン、クリスマス、ひなまつりの飾り作り等)

(3) 社会体験・レクリエーション

レクリエーションを生活支援の一環として位置づけ、日常と違った変化のある行事や活動をとおして、色々な場面で違った角度から支援することによって、より一層の利用者の理解と把握につなげ、支援の質を高めることをめざします。

プログラムについては、趣味や興味を取り入れた楽しみのある内容のものを提供できるよう、利用者自治会と話し合い策定いたします。

ア 社会体験を実施します。

- ① クラブ活動（美術、陶芸、音楽から選択：隔月・年6回）
- ② 調理実習（8月・12月の年2回）
- ③ おやつ作り実習（8月・12月を除く年10回）
- ④ 野菜づくりや花づくり体験
- ⑤ 買い物・外出体験

イ レクリエーションを実施します。

- ① 誕生会 (該当月に1回)
- ② 喫茶 (概ね月1回)
- ③ 花見・社会体験
- ④ 餅つき大会
- ⑤ DVD鑑賞

(4) 生活相談

心理相談員による生活相談を実施します。事業所内の巡回や相談室での面接を継続します。

(5) 作業療法

作業療法を希望される利用者には、作業療法士によるプログラム提供を行い、日常生活動作の維持、向上を図ります。

(6) ひまわりの会 (利用者自治会) 活動

利用者の自主性を引き出し自己決定できる力をはぐくむ機会とし、利用者からの意見・要望を聞き取り、また利用者が主体的に自治会活動ができるように、職員が側面的に支援していきます。

3 安心、安全な支援と管理

(1) 健康管理

利用者個々の心身の状態を把握し、疾病についての情報は全職員で共有し健康の維持・増進を図ると共に疾病の予防に努め、心身ともに良好な状態で快適な生活ができるよう次の支援を実施します。

- ア 体重測定を実施し記録・管理
- イ 利用者、職員にインフルエンザの予防接種
- ウ 利用者、職員に健康診断
- エ 藤井寺市歯科医師会による歯科検診

(2) 環境衛生

インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を徹底します。

ア インフルエンザ等の感染症が発生した場合、手洗いとうがいの励行など
感染症マニュアルにそって感染防止に努めます。

感染が収束しない場合は、保健所等の指示を求めます。

イ トイレ、多目的室等の関連設備の清掃、消毒を徹底します。

4 専門性の向上

(1) 職員研修の実施

職員の資質を向上し、サービスの質を高めるために、職域外研修として全国
社会福祉協議会、全国社会福祉施設経営者協議会、大阪府社会福祉協議会、藤井寺市
障害者支援会議（自立支援協議会）等の研修会に参加します。

職域内研修としては次のとおり実施し、職員の資質向上を図ります。

ア 職員研修報告会を実施します。

イ 法人理念・基本方針、各種マニュアルに関する研修を年1回行います。

ウ 感染症及び食中毒を防止する観点から衛生管理に関する研修を年1回
以上実施します。

また、地域貢献を円滑に行うためコミュニティソーシャルワーカーの研修に派遣
します。

(2) 各種マニュアルの点検、整備

各種マニュアルを年1回、点検、整備するとともに、業務の標準化に努めます。

(3) 苦情処理

苦情受付については、苦情処理システムの適切な活用を図るとともに、第三者委員
による巡回相談や心理相談員による生活相談の機会の提供をします。

また、苦情をニーズとして受け止め、サービスの質の向上に努めます。

(4) リスク管理

万が一、事故が発生した時には、速やかに関係機関等に連絡を行い、更にその発生がどうして起きたのか、どうすれば防げたのかを検証し再発を防止します。
「ヒヤリハット」の活用によりリスク管理を行い、サービスの向上を図ります。

(5) サービスの質の向上

利用者の生の声を反映し、サービスの質を向上させるために、利用者への顧客満足度調査を実施します。
また、第三者評価基準に基づく自己評価を全職員で毎年実施します。

5 経営の安定

(1) 利用者の募集

藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）に参加し、また支援学校、相談支援事業所等と連携を計り、事業所の宣伝と共に利用者募集に努めます。
支援学校等からの見学や体験実習に随時応じます。

(2) 入退所

入所については、関係機関と連携し速やかに対応します。
退所については、他の事業所と連携を計り、利用者の希望に応じた事業所または相談機関への引き継ぎを行います。

6 地域との共生

(1) 地域交流

地域の一員として市民行事等に参加し、地域での存在感を高め、利用者が住みやすい環境を築けるように努めるとともに地域福祉の向上に貢献します。

地域交流の一環として次のとおり実施します。

ア 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援

イ オール大阪の社会貢献事業（仮称）による生計困難者に対する相談支援事業

ウ ボランティア、福祉実習生等の受入

エ 支援学校等の関係機関より体験実習を定期的（随時）に受入

オ 小学校、中学校等の職場体験を受入

- カ 藤井寺市障害者支援会議（自立支援協議会）に参加
- キ 藤井寺市障害者介護認定審査会に参加
- ク 賀光会バザールを開催
- ケ 緊急災害避難場所として地域に開放

(2) 広報活動

- ア 広報誌「きずな」を年3回発行し、関係機関、利用者家族に送付します。
- イ ホームページの更新を行い、最新の情報を提供します。
- ウ 地域の行事に参加し、事業所の広報に努めます。
- エ 障害者週間は、関係機関と協働し、障害者への市民の理解を高めます。

平成27年度 ポプラ行事予定

4月	花見
5月	外出 保護者会
6月	避難訓練 イベント会食
7月	歯科検診
8月	調理実習
9月	避難訓練 保護者会
10月	賀光会バザール インフルエンザ予防接種 藤井寺市障害者施設連絡会運動会
11月	社会体験 保護者会
12月	調理実習 もちつき大会
1月	初詣
2月	イベント会食
3月	健康診断

※ 支援学校並びに他の事業所からの体験実習は随時受け入れます。